



バンコク便り



1. はじめに

8月17日に発生した爆破テロの影響で一時観光客（主に中国人）が減少する等、落ち着いた状況もありましたが、実行犯の逮捕や今回のテロ発生における背景が徐々に解明されるにつれ、現在は観光客も戻り平常な状態に回復しています。但し、今回の事件を契機に海外赴任者やその家族の間では、なるべく人ごみの多い場所は避ける等、自己防衛を心掛けるようになっております。

2 ビジネス情報

(1) タイにおける日本食品市場の状況

タイでは日本食が大変浸透しており、日本食レストランも年間1~2割の伸び率で伸張しています。また近年の訪日ブームの影響で日本各地のご当地食材やメニューの認知度も高まり、新たにバンコクでオープンする日本食レストランはその影響を反映し、独自の食材やメニューを提供する事で差別化を図る傾向にあり、よりニッチな市場になりつつあります。

	バンコク	地方	全国計	純増数(増加率)
2010年2月	913	394	1,307	223(21.5%)
2012年6月	1,128	548	1,676	369(28.2%)
2013年4月	1,241	565	1,806	130(7.8%)
2014年6月	1,415	711	2,126	320(17.7%)

出所:JETROバンコク

日本食レストランの分類、食材調達方法

店舗分類	店舗例	食材調達方法
高級店	葵、鮎小樽、鮎忠、鮎築地、天翠、日本亭、等	高級生鮮食材は日本から空輸。
普及型日本食レストラン	Fuji Restaurant、Oishi、ZEN、やよい軒、等	コスト重視。大部分をタイ国内で調達
専門店(ラーメン、焼肉、カレー、トンカツ、丼ぶり等)	八番ラーメン、ラーメン亭、山小屋、銀座堂、焼肉炭、CoCo壱番屋、新宿さぼてん、てんや、等	大部分をタイ国内で調達(一部高級食材は日本より調達)。味の決め手となるタレなどの調味料は日本産を使うこともある。

出所:JETROバンコク

(2) タイにおけるサービス産業への外資参入規制

タイで事業を行う上でまず、業種により外資の参入を制限する『外国人事業法』という規制があります。これはタイ国内の基幹産業の保護や海外競争力が劣るとされる業種について、外国人法人が100%独資で参入することを制限しており、飲食店やその他サービス業も独資参入は原則禁止となっています。規制業種に該当する場合は、資本構成をタイ51%、日本49%で行う必要があります。

規制業種(例)	規制の対象外であり参入可能なケース
建設業	外国人投資が5億バーツ以上で特殊な技能を要する建設業は可
代理・仲介業	グループ会社が行う生産に必要な商品売買や物品・サービス調達に関する代理・仲介は可 最低資本1億バーツ以上の国際貿易仲介は可
小売業	最低資本1億バーツ以上あるいは各店2000万バーツ超は可
卸売業	各店最低資本1億バーツ以上は可
ホテル業	マネジメント(管理)は可
観光業	-
食・飲料販売	-
その他サービス業	-

※リスト1: 絶対禁止業種(新聞・ラジオ、農畜林漁業、土地売買等)

※リスト2: 禁止業種(武器製造、磁場工芸等)

◆外国人事業法「リスト3」でサービス業の独自参入は原則禁止

(3) BOI (タイ投資委員会) の新投資奨励政策

一方、タイは自国の競争力強化や持続的発展の為に、外国からの積極的な投資を呼び込むべく、BOI(タイ投資委員会)を設置しております。BOIは2015年1月より新投資奨励政策を実施しており、その認可を得た事業については外資100%での出資が可能となります。BOIはこれまで製造業を優遇した政策を施行してきましたが、今後の経済成長にはサービス業への緩和も必要と考え、これまで禁止としていたサービス業の一部にも恩典を付与する条項を整備しました。今回はその整備された内容についてお伝えします。

新投資奨励政策の恩典付与

I. 基本恩典: 業種別による恩典

業種の重要度に応じて6業種に分け恩典を付与する。

II. 追加恩典: メリットによる恩典

タイの産業発展に貢献する投資を奨励する為、メリット(貢献度)による追加恩典を付与する。

【本件に関する連絡先】

海外業務部 石井、軽部 023-626-9050

バンコク駐在(カシコン銀行ジャパンデスクトレーニー) 山岡 +66-(0)9-2249-1176